平成　　年分　医療費の明細書

この明細書は、申告書と
一緒に提出してください。

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額（裏面チェック項目4参照）
			治療内容・医薬品名など	支払った医療費	
				円	円
合　　計				A	B

※ 上の明細については、適宜の用紙に記載の上、同封して提出していただいても差し支えありません。

【控除額の計算】

支払った医療費	（合計）　円	A	**申告書第二表**の「**所得から差し引かれる金額に関する事項**」欄の**医療費控除**に転記します。
保険金などで補塡される金額	円	B	
差引金額（A－B）	（赤字のときは0円）　円	C	**申告書第一表**の「**所得金額**」欄の**合計**を転記します。 （注）次の場合には、それぞれ次の金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合 …… その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合 …… その所得金額（特別控除前の金額） なお、損失申告の場合には、**申告書第四表（損失申告用）**の「**4繰越損失を差し引く計算**」欄の㊸の金額を転記します。
所得金額の合計額	円	D	
D×0.05	（赤字のときは0円）　円	E	
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	円	F	
医療費控除額（C－F）	（最高200万円、赤字のときは0円）　円	G	**申告書第一表**の「**所得から差し引かれる金額**」欄の**医療費控除**に転記します。

※ 医療費の領収書をこの封筒に入れてください。

確定申告書、給与所得の源泉徴収票等は、この封筒には入れないでください。

28. 11

【申告前のチェック表】

	チェック項目	チェック欄
1	医療費の領収書（以下「領収書」）は原本ですか。 ※　提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は１年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示（申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封）してください。 なお、医療費の領収書等の内容の確認に時間がかかる場合があります。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の１月１日から12月31日の間のものですか。 ※　医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の１月１日から12月31日の間に実際に支払った金額に限ります。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※　「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補塡金など（入院費給付金、出産育児一時金など）を忘れていませんか。 ※１　保険金などで補塡される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引きません。 ※２　保険金などで補塡される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補塡される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補塡される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告（見込額より受領額の方が多い場合）又は更正の請求（見込額より受領額の方が少ない場合）の手続により訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票（原本）を添付書類台紙に貼っていますか。	

◎　医療費の領収書とともに添付が必要な書類

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書のほかに「使用証明書」等を添付してください。

- ○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用……・「在宅介護費用証明書」
- ○ 寝たきりの人のおむつ代……・医師が発行した「おむつ使用証明書」
  - ※　おむつ代について医療費控除を受けることが２年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- ○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金……・「温泉療養証明書」
- ○ 指定運動療法施設の利用料金……・「運動療法実施証明書」
- ○ ストマ用装具の購入費用……・「ストマ用装具使用証明書」
- ○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用……・医師の診断書（その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）
- ○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用……・処方箋（医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）

医療費控除に関する詳しいことは、**「医療費控除を受けられる方へ」**を参照してください。